

平成22年度管内事務職員会2月研修会 記録

○講演 質疑応答 なし

○研修部発表 質疑応答

質問者 利府西中学校 臼井 克明

Q：P1の再任用の対象者について、(4)だけが該当要件となるのではないか？

A：(4)をクリアした上で、(1)～(3)にも該当しなければならない。

例えば県立学校の職員であった者が退職したとしても、勤続年数が25年未満では要件は満たされない。

Q：P3の別表iiの説明について、「1週間の勤務日数が5日の場合」とあるが、短時間勤務の再任用職員だとどのような勤務形態になるのか？

A：短時間勤務職員にはない形態である。というのは、これはあくまでも労働基準法で定める日数の表であり、短時間勤務の再任用職員用の表ではない。

Q：では、1週間の勤務が5日になるように勤務を割り振ってもよいのか？

A：そのような勤務形態が発令がなされているという事例は聞いていない。

Q：同じく別表iiの説明で、「1週間の勤務時間が30時間以上の場合」とあるが、これに該当するのは週31時間勤務の短時間勤務職員だけなのか？

A：そうです。

Q：P4の別表1に「勤務年数」と記載されているが、「勤続年数」の間違いではないか？

A：勤続年数の誤りでした。

Q：P8の時間外報告について、「100/100勤務がある場合はOCR用紙での報告はできないので、別紙様式で報告する」とあるが、100/100勤務分のみをその様式で報告するのか、それとも、125/100等の報告も併せてその様式でするのか？

A：(教育事務所回答) 100/100のみ別様式で報告し、125/100等はOCR用紙で報告する。

Q : P 8 の通勤手当について「平均 1 ヶ月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合」についての記載があるが、1 ヶ月当たりの通勤所要回数はどうのようにして算定するのか？

月ごとにカレンダーで確認するのか？ それとも、年間の勤務日程から 1 ヶ月当たりの平均回数を算出するのか？

A : (教育事務所回答)

【 例 : 週 4 日勤務の場合 】

- ① 1 年は、365 日。
- ② 土日の週休日の日数を引く。 週 2 日×52 週 = 104 日
- ③ 祝日の年間 15 日を引く。(15 日には、元日を含む。)
- ④ 年末年始の休日、5 日を引く。(元日は③で既に引いているので 5 日)
- ⑤ 週 4 日勤務ということは、さらに週 1 日の週休日があるということなのでその日数を引く。 週 1 日×52 週 = 52 日

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} - \textcircled{3} - \textcircled{4} - \textcircled{5}$$

$$365 - 104 - 15 - 5 - 52 = 189 \text{ 日} \cdots \cdots \text{年間通勤所要回数}$$

年間通勤所要回数を 12 で除して、小数点以下の端数切り上げで算出する。

$$189 \div 12 = 15.75 \rightarrow (\text{端数切り上げにより}) \rightarrow 16$$

平均 1 ヶ月当たりの通勤所要回数は、16 日となります。